

平成 27 年 6 月 9 日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午前 10 時 00 分 開議)

(出席議員 16 名)

1 番	中 谷 松 助
2 番	福 田 晃 悦
3 番	稲 岡 健太郎
4 番	南 正 紀
5 番	寺 井 強
6 番	堂 下 健 一
7 番	南 政 夫
8 番	下 池 外巳造
9 番	須 磨 隆 正
10 番	越 後 敏 明
11 番	田 中 正 文
12 番	富 澤 軒 康
13 番	櫻 井 俊 一
14 番	林 一 夫
15 番	戸 坂 忠寸計
16 番	久 木 拓 栄

(欠席議員 なし)

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町 長	小 泉 勝
副 町 長	庄 田 義 則
教 育 長	守 田 廣 三
総 務 課 長	新 田 辰 巳
富 来 支 所 長	岩 井 虎 男
企画財政課長	増 田 廣 樹
税 務 課 長	土 田 善 博
住 民 課 長	山 科 等

健康福祉課長	山本政人
環境安全課長	荒川仁
商工観光課長兼情報推進課長	浜村大
農林水産課長	松田正剛
まち整備課長	細川一元
富来病院事務長	北富美夫
会計管理者(会計課長)	谷場可一
学校教育課長	寺澤俊彦
生涯学習課長	平井清

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	安田朗
議会事務局参事	村井直

(議事日程)

日程第1 町長提出 議案第53号及び第54号並びに町政一般(質疑、質問)

日程第2 町長提出 議案第53号及び第54号並びに請願第1号及び第2号(委員会付託)

---

( 開 議 )

**越後敏明議長** ただ今の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。議会だより掲載のため、写真撮影を許可します。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

日程第1 町長提出 議案第53号及び第54号並びに町政一般(質疑、質問)

**越後敏明議長** 日程に入り、町長から提出のありました、議案第53号及び第54号並びに町政一般に対する質疑並びに、町政一般に対する質問を行います。

あらかじめ、発言時間について申し上げます。会議規則第56条第1項及び志賀町議会の議案質疑及び町政一般質問の運用に関する規程第9条の規定により、各議員の発言時間は、執行部側の答弁も含め概ね30分以内とします。

それでは、発言を許します。

2番 福田晃悦君。

**福田晃悦議員** はい、議長。

おはようございます。2番、福田晃悦です。まずは、再びこの場に登壇できる機会を与えていただき、町民の皆様に深く御礼申し上げます。本日、新たに二期目を迎えるにあたり、初心を忘れないため、購入したばかりの新しい議員記章をつけて本日登壇しました。町長をはじめとします執行部の皆様ならびに議員の皆様におかれましては、今後ともご指導ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

さて、先般5月下旬、所用で東京に行く機会があり、初めて北陸新幹線に搭乗しました。感想は、まず速い。そして静かであります。また、北陸新幹線の売りでもあるグランクラスの席を見に行こうとしましたが、車内アナウンスで、「搭乗券をお持ちでない方はお控えください。」と釘を刺されたため、残念ながら見ることはできませんでした。

そして、東京駅に到着し昼食をとっていると、偶然となりに座った観光客が金沢に行った感想を話しておりました。新幹線効果だなと思いながらその会話を聞いていると、「金沢で食べた、あれ美味しかったよな。」と聞こえてきたので、私は、寿司か魚か、もしかしたら金沢カレーかと考えを巡らせて聞いておりましたが、美味しかったのは何と蕎麦だったそうです。

それでは、本日この北陸新幹線関連を含めて3点質問させていただきます。よろしく願いいたします。

最初の質問です。北陸新幹線開業による効果の検証と今後の課題についてです。

JR西日本によると、ゴールデンウィークの北陸新幹線の利用客数は、前年同期の在来線特急と比べて約3.1倍の伸びを示し、新幹線による誘客効果が鮮明に表れました。メディアで北陸の注目度が高まったことに加え、好天にも恵まれ、各地でも記録的な人出となりました。新幹線特需と言ってしまえばそれまでですが、活況に沸いたゴールデンウィークが教えてくれるのは、この地域には、観光客を引きつける資源が豊富に存在するという点であります。地元にとっては見慣れた観光地でも、これまでにない人波を目にすれば、その価値

にあらためて気付かされます。このにぎわいを一過性のブームに終わらせないためにも、地域の知恵を集め、足元の宝を磨き続けることが大事であると考えます。

ゴールデンウィーク期間中は、兼六園、金沢城公園、みなとチューリップフェアなどで、入場者数が過去 10 年で最多となり、金沢 21 世紀美術館でも、開館以来、最多の入館者数を記録しました。人出が予測できず、それぞれ手探りの対応を迫られたことが推測されますが、繁忙期対策を考える上で、貴重な経験になったことでしょう。この経験を糧に関係団体や各自治体も観光客の様々な評価を検証し、受け入れ体制をさらに充実させるべきであります。

対応の例として、輪島の朝市組合は、大型連休にあわせ産地表示を徹底させる独自の基準を設け、衛生管理や接客マナーでも巡回指導を通じて向上を図りました。観光客を増やすことだけに目を奪われれば、本来の価値や魅力が見えにくくなる場合もあり、観光地としての質を高めるルールづくりはもっと広げるべきであります。

その他では、兼六園観光協会は、個人やグループ客を対象に新たに 500 円のワンコインガイドツアーを始めました。タクシー業界では観光ガイドタクシーも増えており、各地で住民ガイドを養成する動きが広がっている例もあります。

観光客は、事前に幅広い情報を入手し、旅先ではより深い学びや体験を求めています。本町においても、北陸新幹線開業や一昨年ののと里山海道無料化に起因する観光客の様々な評価を検証し、受け入れ体制をさらに充実させ、観光ニーズに応えられる努力を重ねていくべきと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

次の質問に移ります。総務省による新たな地方公会計の整備推進についてです。

地方公会計については、これまで各地方公共団体は、財務書類の作成・公表等に取り組んできましたが、人口減少・少子高齢化が進展している中、財政のマネジメント強化のため、地方公会計を予算編成等に積極的に活用し、地方公共団体の限られた財源を有効に使う取り組みを行うことは、極めて重要であります。

今後の地方公会計の整備促進については、平成 26 年 5 月 23 日付総務大臣通

知の今後の地方公会計の整備促進についてで、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示されました。その後、今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会を設置して議論を進めてきましたが、平成 27 年 1 月 23 日に、統一的な基準による地方公会計マニュアルを取りまとめました。

当該マニュアルにおいては、統一的な基準による財務書類の作成手順や資産の評価方法、固定資産台帳の整備手順、連結財務書類の作成手順、事業別・施設別のセグメント分析をはじめとする財務書類の活用方法などを示しております。特に、公共施設等の老朽化対策にも活用可能である固定資産台帳が未整備である地方公共団体においては、早期に同台帳を整備することが望まれておるとしております。

また、統一的な基準による財務書類等を作成するためには、ノウハウを習得した職員の育成や I C T を活用したシステムの整備が不可欠であり、平成 27 年度には関係機関における研修の充実・強化や標準的なソフトウェアの無償提供も行われる予定です。

また、固定資産台帳の整備等に要する一定の経費については、今年度から特別交付税措置を講じるとしております。また、統一的な基準による地方公会計の整備促進について、が指定都市を除く全国の市町村へ同日通知されました。主な内容を要約すると、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間に固定資産台帳を整備し、これまでの単式簿記・現金主義から、広く民間企業で取り扱われる複式簿記・発生主義の考え方を導入した財務書類を作成するとともに、今後の地方公会計の予算編成等に活用すべきということになるかと思えます。

それには、まず、本町の固定資産台帳の整備が重要かと思われまます。固定資産台帳と一口で言っても、土地・建物などの公共施設、車両、上下水道、道路など幅広く、また管理が各課にまたがっており、各財産所管部署と連携が必要になり、集約作業には多くの時間が要すると思われまます。

台帳精査や修正を考えまますと、本年度早期に取り組み、平成 28 年度、遅くとも 29 年度には試験運用し、平成 30 年度には実用しなければなりません、本町の取り組み計画についてお聞かせください。

最後の質問です。有料ごみシールの多様化についてです。

本町では、平成23年10月から家庭から出る、可燃ごみ袋に貼るシールが有料化となりました。現在、本町では45リットル以下のごみ袋に対し、1枚30円のごみシールのみの販売となっております。

参考までにですが、石川県内の市町での有料可燃ごみサイズの区分は、小松・白山・野々市の3市が無料。金沢市は一部有料。七尾・輪島・かほく・珠洲・加賀・中能登・津幡・内灘・穴水の5市4町が、大45リットル、中20リットル、小10リットルの3種類。能美市・川北町は、大45リットル、小20リットル。能登町は4種類。そして、本町と同じ羽咋郡市広域圏の羽咋市・宝達志水町は、大45リットル、小20リットルとなっております。このように、県内で家庭ごみを有料化している自治体で、ごみのサイズ区分を行っていない自治体は、本町のみであります。

実は、私も週2回、ごみステーションにごみを出しに行くのですが、近所のおじいちゃんやおばあちゃんしか住んでいない家庭は、小さい買い物袋にごみシールを貼って出しておられるケースも少なくありません。それでは、45リットル、ごみ一杯になるまで貯めて捨てればどうかという話も聞いたことがあります。衛生的にもそれはあまりに乱暴な発想であります。

本町がごみ有料化を取り入れた経緯は、あくまで受益者負担という考えより、ごみ処理が有料であるとの住民意識から、ごみの減量化を図るためと聞いております。今さら言うことではありませんが、高齢化、核家族化など、生活形態も多様になってきております。

有料ごみ区分も同じく多様化を図ることにより、ごみ減量化をさらに進めていくことができると考えますが、町長のお考えをお聞かせください。以上で私の質問を終わります。

**越後敏明議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。

福田議員のご質問にお答えをいたします。まず、北陸新幹線開業による効果の検証と今後の対策についてであります。

観光ニーズを検証し、努力すべきとのことでもありますけれども、本町では、観光施策であるレンタカー利用者宿泊助成事業や地域交流型合宿等助成事業の利用者に対して、アンケート調査を行っております。

回答の中には、宿泊施設のホームページにも町の助成制度の情報を掲載してもらいたいや、食事メニューにアクセントがほしい、Wi-Fiが弱いので改善してほしいなどの声もありました。また、石川県観光連盟でもアンケート調査を実施しておりますが、北陸新幹線金沢開業から6月2日までの観光客や接客に対する評価は、8割の方が満足またはやや満足と答えている一方で、観光施設での案内が不親切だったとの声もあったと聞いております。

本町では、アンケート調査で得た観光客のニーズに応えるため、観光関連の方々に集まっていただき、研修会を実施しておりますが、昨年度は、北陸新幹線開業に向けた志賀町の観光戦略やインバウンド研修などを3回実施し、今年度は、能登の志賀町から日本の西能登へと題して、志賀町の情報発信方法やネットで本町を検索していただけるような方策などを勉強していただいております。今後も県・国などが主催する研修会にも、積極的に参加をしていただくよう、周知に努めていきたいと考えております。

また、近年の観光客のニーズに応えるための事業では、今年度、道の駅や巖門などに、Wi-Fiの整備や外国語を標記した看板を整備する計画で、受け入れ体制の充実を図っていきます。体験型の観光施策では、昨年、観光協会の事業で、西海祭りに県内の大学生に参加をしていただきましたが、今年は、大学生に加えて一般の方々にも体験していただくことを検討しております。

情報発信としましては、今後も観光協会と連携し、里浜時計のホームページやソーシャルネットワークの活用、西能登おもてなし井のCM放送、新聞・雑誌への広告や記事の提供などを行い、さらに宿泊と体験をセットにした本町の旅行商品を発信していきます。

いずれにいたしましても、観光客のニーズを把握しつつ、ハード・ソフト面をさらに充実させ、今後の誘客促進につなげていきたいと考えております。

次に、有料ごみシールの多様化についてであります。

本町においては、町廃棄物総合対策審議会の答申を受け、これまで実施してきたシール制が住民に定着していることや、様々なごみ袋を使用できること、指定ごみ袋に比べ製作費も安いことなどから、平成23年10月より、有料シール制を導入することとしたものであります。1枚30円の価格につ

いては、アンケート結果をもとに、住民の理解が得られるよう、県内で最も安い価格に合わせたものであります。また、ごみ袋のサイズによるシールの価格設定についても協議をしましたが、住民がサイズ別にシールを貼り分けなければならない、混乱が生じる恐れがあるため導入をしませんでした。

今後は、1人暮らしや核家族といった世帯構成の変化などを踏まえ、サイズ別指定ごみ袋の導入や、ごみ処理手数料の見直しを含めて検討をしていきたいと考えております。

以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。なお、総務省による新たな地方公会計の整備促進についてのご質問については、企画財政課長に答弁させますのでよろしく願いをいたします。

**越後敏明議長** 増田企画財政課長。

**増田企画財政課長** はい、議長。

福田議員の、総務省による新たな地方公会計制度の整備促進についてのご質問にお答えいたします。

地方公会計制度については、平成19年度より、国が自治体の行政改革を図るため、現金主義である会計制度に、資産・債務管理を反映させた、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の、いわゆる財務諸表4表の整備を推進してきたものであります。

しかし、これまでは自治体ごとに、基準モデル、総務省改訂モデルなど、導入方式が異なっていたため、議員のご質問にもありましたように、本年1月23日に、総務省より、統一的な基準による地方公会計の整備促進についての通知があり、統一的な基準による財務書類作成や、今回新たに必須となった固定資産台帳の整備手順などのマニュアルが示されたものです。また、本年度には、総務省から標準的な財務書類作成用ソフトの無償提供も予定されております。

固定資産台帳については、公共施設の老朽化と整理統合など、長期マネジメントにも活用可能とされております。このため、本町では、本年度当初予算に計上している、公共施設等総合管理計画策定事業において、町が保有する土地、建物をはじめ、道路・橋梁・上下水道などのインフラ資産の現状把握を行い、来年度以降に本格的な固定資産台帳を整備し、平成29年度を目標に、統一基準による地方公会計整備を進めていきたいと考えております。



以上、福田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

**越後敏明議長** 1番 中谷松助君。

**中谷松助議員** はい、議長。

おはようございます。日本共産党の中谷松助です。本議会で日本共産党を代表して質問させていただくことは、16年ぶりということになります。どうか今後ともよろしくお願い申し上げます。

まずはじめに、安倍内閣は5月15日、安全保障関連法案という名の戦争法案を国会に提出しました。安倍晋三首相は、国民の命と平和な暮らしを守る平和安全法制だ、などと言われますがとんでもないものです。

法案は、すべて自衛隊の役割を拡大して、海外派兵や米軍の支援にあてるためのものです。地理的な制限もありません。地球上どこへでも派兵して米軍のあらゆる戦争に参加します。戦地で活動するのですから、自衛隊が攻撃される危険があります。自衛隊が武器を使用して反撃すれば戦闘になります。自衛隊が殺し殺される状況に陥る危険が飛躍的に高まります。

このように、この法案は、二度と海外で戦争はしないと誓った憲法の平和原則を根本から破壊し、日本をアメリカとともに海外で戦争する国につくり変えるものであります。このようなものが、憲法9条の下で許されていいはずがありません。

直近の世論調査でも、慎重審議を求める声が8割を超えています。そして、6月4日の衆院憲法審査会で自民党が推薦した参考人の方も含めて、憲法学者3氏がそろって集団的自衛権行使を可能にする戦争法案について、憲法違反との認識を表明されました。私はこの一点をみましても、この法案は廃案にするしかないと確信するものであります。我が町、役場玄関入口に自衛官募集の看板を置き、取次所を担っている志賀町の町長としての、この法案に対するご所見をお伺いいたします。

次に、志賀原発について質問します。

5月13日に行われました原子力規制委員会第6回志賀原子力発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合は、志賀原発1号機原子炉建屋直下を通るS-1断層について、活断層の可能性を否定できないとする見解で一致し、今後、評価書案の作成に入るとしました。

新規制基準は、活断層の上に原発の重要施設を設置することを認めていません。また、耐震安全性に関する安全審査の手引きは、調査結果の精度や信頼性を考慮した安全側の判断を行うことと明記しており、敷地内及び敷地周辺の地質、地質構造調査にかかわる審査ガイドにも安全側の判断を行っていることを確認すると書かれています。これらのことから活断層を否定できないのであれば、志賀原発1号機の再稼働はできないことになります。

規制委員会有識者会合は、さらに志賀原発2号機タービン建屋直下のS-6断層、この断層と連続しているS-2断層についても、同様に活断層の可能性を否定できないとの見解で一致しました。S-2断層とS-6断層は、2号機の冷却水を取水する配管の真下を通っています。この配管も重要施設にあたります。

これらのことにより、志賀原発2号機も同様、再稼働はできないことになります。したがって、逆に言いますと、活断層ではないと科学的にしっかり立証できなければ、活断層の可能性がある、が結論となります。

以上のことを踏まえ、志賀町として北陸電力に対して、町民の安全、安心を守る立場から、いたずらに追加調査などで時間を費やすことなく、志賀原子力発電所1号機、2号機の再稼働を断念させ、廃炉を求めるべきではないでしょうか。

次に子供の医療費について質問します。

今現在、石川県下では8市3町が子供の医療費病院窓口無料化を選択しています。我が町は、償還払いではありますが、18歳までの子供の医療費無料化をいち早く実施し、大変喜ばれています。しかし、やはり子育て支援対策の要の制度として、給料日前の月末でも夜間でもお金の心配をせずに医者にかかれるという、子育て世代にやさしい施策として以前にも質問がありましたが、子供の医療費病院窓口無料化を地方創生元年、定住促進の観点からも早急に実施を求めるものであります。

石川県内での子供の医療費窓口無料は、昨年11月に輪島市から始まりました。輪島市は、石川県から無料にするなという圧力をはねのけて9月議会で実施を決めました。その決断が県知事を動かし、市や町の判断で窓口無料を実施してもよいということになりました。県下19市町のうち過半数以上の11市町

に広がっています。

また、全国では 36 の都道府県が、いや、36 の都府県が、都府県の制度として窓口無料にしています。お隣、富山県も含めてです。こういう県では、他の市町村の医療機関にかかっても窓口無料です。志賀町民にしてみれば、七尾の病院にかかっても窓口無料ということになります。ですから、町としても県のほうに、石川県として窓口無料の制度にしてほしいとの要望もあげていただくことを求めます。

次に、住宅リフォーム助成について質問します。

今や県下でも地域経済活性化の切り札として、実証済みの住宅リフォーム助成制度、ご承知のように住宅リフォーム助成制度は、2004 年頃から全国各地で自治体の経済対策、中小業者の仕事起こし、住民の住環境向上の対策として取り組まれ、住民が住宅などを改修する際に、地元の業者に工事を発注した場合のみ、自治体が工事費の一部を負担するものです。

この制度、利用者にも地元業者にも大歓迎され、津幡町では、地域経済活性化の要だと評価されながら一旦中止しましたが、町民の要望を受けて今年度から復活させました。津幡町は、持ち家の改修だけではなく、借家や賃貸アパートでのエアコン、温水洗浄便座の設置も対象となるのが特徴で、町内に本店や本社がある施行業者が手掛ける費用 10 万円以上の工事が対象となり、費用の 2 割を町商工会発行の商品券で 10 万円を上限に助成するものです。

バリアフリー化や太陽光パネル設置、耐震化といった従来の補助制度と組み合わせるとのことです。我が町でも、この住宅リフォーム助成制度を創設していただき、さらなる地域経済活性化を求めるものであります。

次に、国民健康保険税、介護保険料について質問します。

私は、選挙前に寄せられた町民アンケートの中に、大変印象に残っているお声がありました。それは、「年金から差し引かれるものが多すぎます。年金生活者のことを考えた政治を望みます。」というものです。

今、町民の暮らしは大変な状況です。消費税が 8 パーセントに増税された上、物価を 2 パーセント上昇させる日銀の政策が進められています。その一方で、年金は連続削減され、賃金は志賀町や能登地域ではほとんど上がっていません。国全体の実質賃金は、23 か月連続でマイナスになっています。生活が日に日

に厳しくなっていて、そんな中、「国民健康保険税や介護保険料がずしりと重くのしかかっている。」とのお声を多くお聞きします。

どうか一般会計からの繰り入れで、国民健康保険税や介護保険料を支払い可能な金額に引き下げてくださいますよう町に求めます。

最後に、生産者米価とイノシシについて質問します。

今や米価の大暴落に、消費税増税、物価の値上がり絡み、その上イノシシに悩まされ、ますます耕作意欲が低下しつつあります。農業の危機は地域の危機につながりかねません。生産者米価は、少なくとも 16,000 円の価格保証と所得補償を国に積極的に求めるべきと思います。

そして、イノシシ対策については、以前にも質問がありましたが、ますます深刻な状況となっています。そこで、福島県県北地方や滋賀県大津市、米原市のような大々的なワイヤーメッシュなどの侵入防止柵による抜本対策も検討されてみては如何でしょうか。以上をもって質問を終わります。

**越後敏明議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。

中谷議員のご質問にお答えをいたします。まず、平和安全法制についてであります。政府は、去る 5 月 14 日、平和安全法制関連 2 法案を閣議決定し、現在、衆議院特別委員会において、審議しているところであります。

平和安全法制は、我が国の安全保障に関わる外交上・防衛上の重要な問題であり、今日の国際社会において、世界の恒久平和をいかに実現していくかという観点から、国政の場でしっかりと検証をし、十分に議論されるべきものだと考えております。なお、自衛官の募集事務については、自衛隊法及び政令に基づく市町村の法定受託事務であり、行政として当然実施すべきものであります。

次に、志賀原発についてであります。

今定例会における提案理由でも述べましたが、去る 5 月 13 日、原子力規制委員会の第 6 回有識者会合が開催され、それぞれの有識者の見解が示されました。これまでの現地調査や各種の調査結果などから、将来の活動性は否定できないという見解で一致する一方で、ずれ動いた証拠は確認できなかったことも同意されました。

今後、次回評価会合で、評価書案の取りまとめが行われたあと、規制委

員会に報告され、規制委員会では、新規制基準適合審査において、この評価書を重要な知見として取り扱うこととされております。町としては、現段階では拙速な判断をすることなく、適合審査の状況を注意深く見守っていきたいと考えております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。なお、子供の医療費、国保税・介護保険料、米価とイノシシ、住宅リフォーム助成についてのご質問は、それぞれの担当課長から答弁させますのでよろしく願いいたします。

**越後敏明議長** 山科住民課長。

**山科住民課長** 議長。

中谷議員のご質問にお答えいたします。まず、子供の医療費についてであります。

本町では、乳幼児等の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、早い時期から15歳までの自己負担を無くし、さらに平成25年度からは、県内の市町に先駆け、医療費助成の対象年齢を18歳まで拡大しております。また、保護者の利便性を考慮し、医療費助成の申請は、領収日から1年以内に住民課子育て窓口や支所窓口へ提出されるか、時間がない方については、郵便受付や休日等における時間外受付も行っております。

さて、ご質問の子供の医療費の窓口無料化についてであります。医療費の一部負担金の免除、現物給付、医療機関の対応ができないと、中谷議員がおっしゃるような窓口無料化とはなりません。現在、11市町が現物給付を実施、または検討しておりますが、そのうち3市町は、病院等へ通院するごとに1回につき500円、入院すると1,000円の自己負担を納めなければならないと、決して11市町すべてが窓口無料ではありません。さらに、現時点では、県内すべての医療機関が対応していないため、実質的に県内すべてにおける窓口無料化は、不可能であると考えております。

本町において窓口無料化を実施した場合には、国保会計において、医療費の抑制に逆行することから、歳入面で、国庫負担金が800万円程度減額をされます。また、一般会計では、全国的な傾向として医療費の増加が見込まれ、さらに、国保連合会等へのレセプト審査、個人・病院ごとの集計や、医療機関への支払業務などの委託料、病院への事務手数料など、毎年2,500万円以上の

経費が増額となります。このようなことから、本町としては、医療費の窓口無料化は考えておりません。

次に、国保税についてであります。

本町の国民健康保険は、加入者に占める高齢者の割合が増加し、医療技術の高度化も相まって、医療費が年々増加しております。一方、それを賄う主な財源である国保税の収納額は、加入者数の減少や高齢化などにより減少傾向が続いており、本年度の国民健康保険特別会計に占める国保税の割合は、わずか17パーセントしかなく、財源不足が常態化しております。

このような厳しい状況に置かれている中で、本町では、税率を過去5年間据え置き、一人当たりの国保税額は、県内でも低い水準で推移しております。また、国保税負担が困難となる所得の低い加入者に対し、均等割額及び平等割額の7割・5割・2割軽減などの減額措置を行うことで、国保税の負担軽減を図っております。

ご質問の、一般会計からの繰り入れによる国保税の引き下げについてですが、一般会計からの繰り入れについては、低所得者層の割合や高齢者の割合などに基づく繰出基準が、法令により定められております。これ以上の一般会計からの繰り入れは、住民サービスの向上に必要な一般会計予算を圧迫する要因になり、さらなる国民健康保険の加入者ではない多くの町民に負担を強いることとなります。

このことから、負担の公平性や特別会計の性格上、加入者に応分の負担をお願いすることを原則とし、国保税引き下げのため、現在の基準を超えて繰り入れをすることは考えておりません。以上、中谷議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

**越後敏明議長** 山本健康福祉課長。

**山本健康福祉課長** はい、議長。

中谷議員の介護保険料についてのご質問にお答えいたします。

本町においては、平成27年度から29年度までの第6期介護保険事業計画で、要支援・要介護者の増加が予測され、計画期間中の介護給付費は、第5期に比べ約18億円の増加が見込まれております。

こうした状況の中、本町の第6期計画では、介護保険料の抑制を図るため、

介護給付費準備基金の取り崩しを行い、県内で唯一、第5期と同額の月額基準額5,640円に据え置いたところでもあります。また、制度として、今年度から保険料の負担標準を6段階から9段階へ細分化するとともに、低所得者の負担軽減を図る軽減強化対策事業も行います。

ご質問の、一般会計からの繰り入れによる介護保険料の引き下げについてありますが、法令で、町が一般会計で負担する割合が定められております。国の見解では、これを超えて負担することは、健全な介護保険財政の運営と財政規律保持の観点から適切ではないとされており、本町においても、基準を超える繰り入れは考えておりません。以上、中谷議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

**越後敏明議長** 松田農林水産課長。

**松田農林水産課長** はい、議長。

中谷議員の米価とイノシシについてのご質問にお答えいたします。

昨年の著しい米価の下落に対し、本町でも稲作農業の体質強化緊急対策など、国の制度を利用した米生産農家への支援事業を行っているところであります。また、ほかにも農家への支援策として、機械や設備の導入に対し補助する経営体育成支援事業、農地の保全活動に対する集落への補助事業である多面的機能支払交付金事業、農業経営の効率化のため農地集積を行う農地中間管理事業等を実施しております。

今後も国や県とも連携しながら、農家の耕作意欲の向上につながるような様々な支援を実施していきたいと考えています。

続いてイノシシの被害対策についてですが、本町では、電気柵、檻わなの設置やバッファゾーンの整備等を実施しております。抜本的な対策としては、捕獲による個体数の減少が一番と考えております。そのため、今年の1月より、イノシシを捕獲した者に対し、成獣1頭につき2万円を支給する捕獲奨励金制度を創設しており、今後も地元、猟友会、農協などと一体となって、捕獲に力を入れていきたいと考えております。

このようなことから、ワイヤーメッシュによる侵入防止策については、考えておりません。以上、中谷議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

**越後敏明議長** 細川まち整備課長。

**細川まち整備課長** はい、議長。

中谷議員の住宅リフォーム助成についてのご質問にお答えさせていただきます。

津幡町に制度の概要について確認したところ、津幡町快適居住環境推進事業を、今年度に限定して実施するとのこと。この事業は、津幡町民が町内の施工業者を利用して、10万円以上の住宅リフォーム工事等を行った場合に、対象工事費用の5分の1、最大で10万円の町商工会発行の共通商品券で助成するというものであります。

現在、本町において、継続的に実施している住宅に関する助成制度といたしましては、旧耐震基準で建てられた建築物は、耐震性が低い可能性があることから、耐震診断を実施する際に、定額で5万円の助成や、木造住宅の耐震改修工事に係る費用に対して、対象工事費用の3分の2、最大で70万円の助成を行っております。

また、町外からの転入者が中古住宅を取得し、町内の建築業者を利用して住宅のリフォームを行った場合に、対象工事費用の3分の1、最大で30万円の奨励金を交付しておりますので、ご質問にありました、新たな住宅リフォーム助成制度の創設は、現時点では考えておりません。以上、中谷議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

**中谷松助議員** はい、議長。

**越後敏明議長** 1番 中谷松助君。

**中谷松助議員** 一言、志賀原発について、再度確認をしておきたいと思います。

原子力規制委員会有識者会合の確認部分は、活断層ではないと科学的にしっかり立証できなければ、活断層の可能性があり、結論となります。

**越後敏明議長** 中谷議員さん、答弁を必要といたしますか。

**中谷松助議員** いらなです。

**越後敏明議長** 4番 南正紀君。

**南正紀議員** はい、議長。

おはようございます。4番 南正紀です。先の統一地方選において、二期目の議席をいただきました。これからの4年間、町の発展、町民の皆様の住みよい町づくりにまい進していく所存です。また、今回は無投票という結果となり



ました。町議を目指す人が少ないことに危惧をしています。

町議に魅力がないのか、政治に関心がないのか、原因を分析し、活発な議会づくりに努めることも我々の責務と考えています。これらの問題にも積極的に取り組み、頑張っていく所存であります。それでは、先の通告に従いまして質問に入ります。

(午前 10 時 54 分 下池外巳造議員退室)

最初に定住対策特別委員会の提言等についてお聞きいたします。

前任期中に設置された定住対策特別委員会が、改選後の今般も継続して設置されることとなりました。私もその一員とさせていただくこととなりました。今後は、先進地視察等により多くの知識を吸収し、知識レベルの向上に努め、前回作成した提言書の時点修正を重ね、より有意義なものに修正していきたいと考えております。

石川県の人口推計については、平成 52 年に 100 万人を割り込むと推計されており、人口は減少するものの減少率自体が低いため、全国順位は 34 位から 31 位に上昇するとされています。しかしながら、県全体の減少率が低い中、当町の減少率は悲観的なものとされています。

2020 年以降の減少率を 5 年ごとに見ていくと、マイナス 7.4 パーセント、マイナス 8.1 パーセント、マイナス 8.6 パーセント、マイナス 9.0 パーセント、マイナス 9.7 パーセントと、加速的に減少していくと推計されています。2010 年対比 2040 年に 59.4 ポイントまで激減する人口がクローズアップされていることはご存知のとおりであります。

(午前 10 時 56 分 堂下健一議員退室)

加えて、0 歳から 14 歳の年少人口は、平成 22 年を 100 とした場合、平成 52 年には 52.6 パーセントまで減少し、人口に占める構成比も 10.8 パーセントから 9.6 パーセントに低下するとされており、さらには 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口が 22 年対比 52 年で 48.4、構成比で 55.1 パーセントから 44.9 パーセントまで減少するとされています。

それに対し 65 歳以上の老年人口は、79.3 ポイントに減少するものの、その構成比は 34.1 パーセントから 45.5 パーセントまで大幅に上昇します。75 歳以上の高齢者では、94.3 パーセントとほとんど減少せず、構成比は 19.1 パー

セントから 30.3 パーセントにまで増加します。

このような歪な構成かつ激減する人口動態を見るにつけ、将来展望の苦しさが身に沁みます。能登地区全域でこのような傾向にあり、加賀の一部に人口が集中する中、注目すべき自治体が中能登町です。2010 年対比 2040 年の指数において 74.4 ポイントに留まるとともに、年少人口で 65.7 ポイント、生産年齢人口で 65.2 ポイントと高い数値が推計されています。中能登町は、輪島、金沢、富山市などの主要都市と約 50 キロ、1 時間程度の距離と立地的に恵まれている上に、数々の施策が高評価を得ているようです。

(午前 10 時 58 分 下池外巳造議員入室)

県下の教育環境構築を目指す夢プロジェクトでは、学校、教育委員会、PTA、体育協会を母体に、県下に名高い中学校を築こうとの願いのもと、ふるさと検定やふるさと学習、家庭学習の習慣化、新しい伝統としての行事の創成等、様々な取り組みを行い、平成 25 年 4 月に開校した中能登中学校においては、開校初年度から学力、スポーツともに県下でもトップクラスの成績を誇っているようです。

(午前 10 時 59 分 堂下健一議員入室)

また、教育支援員の増員により、教員が授業を進めやすいようにサポートする等、教育環境の充実ぶりが評価され、若い世代の定住が促進されていると聞きます。さらに、若者世代の定住促進に向けた定住奨励金最大 100 万円や出産祝い金第 1 子 10 万円、第 2 子 20 万円、以降 10 万円ずつ加算し、第 5 子 50 万円などの助成も魅力的な施策といえます。

また、中能登町はバリアフリー化にも取り組みを強化しています。観光資源となる歴史的文化遺産には、様々なバリアが存在します。それらを調査しバリアフリー化を行っていますが、施設を改修するだけではなく、バリアの情報を積極的に配信していくことで訪れる人々に旅の工夫をしてもらう努力を重ねているそうです。バリアと上手に付き合うという発想には感心をいたします。

そのような中、2014 年 4 月にオープンした、道の駅織姫の里なかのとは、石川県バリアフリー社会推進賞最優秀賞を受賞した秀逸な施設です。高齢化社会に向けた地域振興施設として段差や階段となる要素をなくし、すべてをバリアフリー化としたことや、回廊部分にはベンチを組み込んで歩行弱者の休憩施

設とし、また、車いす利用者が施設内どこでも回転可能な広さを確保する等、総合的なバリアフリー化を実現しており、平日の日中には、老人福祉施設の利用者が多数訪れるなど賑わいを見せています。そして、この施設は、中能登の情報を広く発信し町の魅力を感じ取ってもらうために、観光情報や特産品、農産物の発信拠点として整備され、町民はもとより県内外から多くの客が訪れています。

これらバリアフリー化は、高齢者、障がい者はもちろんですが、ベビーカーなどを使用する子育て世代にも評価されていると考えられ、定住促進にも一役買っていると思われます。国を挙げて人口減少対策、東京一極集中防止対策が講じられている現在、各自治体は生き残りをかけて、がむしゃらに対策を施しています。数々の施策でリードしていたかのように思われていた当町も、決して定住先進地ではないようです。

このような環境下、本年3月定例会で提出させていただいた、定住対策特別委員会からの提言を町長はどのように受け止め、今後の人口ビジョンの取り組み、定住促進に対しどのように活用していくか、所感をお聞かせください。

また、志賀町創生総合戦略等策定体制における専門機関コンサルタントの位置づけはどのようなものでしょうか。人口減少等地方創生対策は、その地域の実情に応じた柔軟な発想のもとに行われるべきものであり、今般、設置が予定されている志賀町創生総合戦略等策定委員会、志賀町地域創生本部、ワーキンググループが主体となって町長の情熱のもと、ノウハウを蓄積しながら専門機関の追認組織となることなく活動すべきであると考えます。今回の体制づくりの詳細について説明をお聞かせください。

(午前 11 時 02 分 久木拓栄議員退室)

続いて、当町における道路整備についてお聞きいたします。

2012年12月に発生した、中央自動車の笹子トンネル天井崩落事故をきっかけに、社会インフラの老朽化問題への関心が高まりを見せています。高度成長期に整備された社会インフラの修理・改築が日本全体の喫緊の課題となっております。しかしながら、国や自治体の財政事情は厳しく、民間の力を取り入れるなど利用状況に応じてインフラを統廃合する等、維持管理にかかるコストを極力減らす工夫が求められています。

これまでのインフラ整備は、いわゆる公共事業として景気対策の側面を持っていました。しかし、社会インフラが広範囲に整備された現在では、かつてほどの経済効果が望めないばかりか、過剰な整備は長期にわたり必要となる維持管理費が大きな財政負担となってまいります。少子高齢化や長引く不況の影響で、国のインフラ新設に充てる予算も、現在では 1998 年のピーク時の 3 分の 1 程度にとどまっているのが現状です。

こうした事情は、当町においても例外ではないでしょう。こうしたインフラ新設の減少に対し、既存の社会インフラの老朽化が全国的に問題となっております。1960 年代の高度経済成長期に整備されたそれらの多くが、耐用年数とされる 50 年を超え、建て替えの時期を迎えております。国土交通省の白書によると、建設後 50 年を経過した社会インフラの割合を 2010 年と 2030 年で対比した場合、道路橋梁では 8 パーセントから 53 パーセント、水門などの管理施設では 23 パーセントから 60 パーセント、港湾岸壁では 5 パーセントから 53 パーセントに急増されると推計されています。

これら老朽化した施設のリスクは大変大きく、先の笹子トンネルのほかにも数々の大事故が報告されており、現政権において老朽インフラの整備に重点的な予算配分されていることはご存じのとおりであります。

ただし、老朽化対策が重要であるとはいえ、国や我々自治体の財政事情は厳しく、際限なく資金を投入することは不可能です。現在の社会インフラの中には、少子高齢化等の今後の社会情勢により利用が減少するものがあり、その存廃について住民の皆様のご理解がいただけるよう選択と集中の考えを様々な社会インフラに適用していくことが重要となるでしょう。加えて、低コストで安全性を確保できる新しい技術や工法を採用することも重要となります。

これから整備する社会インフラにおいても、維持管理コストを削減する努力が不可欠です。インフラの建設から維持管理、運営などを民間の資金、経営ノウハウ、技術を活用する P F I、いわゆるプライベート・ファイナンス・イニシアチブの活用も期待されるところでしょう。このほか、都市部一極集中防止とは相反しますが、都市部に人口を集中させるコンパクトシティ化の推進や複数の自治体が公共サービスを共同で実施する等、社会インフラの大幅な圧縮につながるような抜本的対策が必要となるでしょう。

さて、当町においては、定住促進事業の関係もあり、今後も新たな道路網が整備され利便性が向上していきませんが、反面、維持管理にかかる費用の増加が財政を圧迫するというリスクも併せ持つこととなります。路側帯の除草作業を地域住民とより連携を強化し実施する等、維持管理費の削減が大きな課題となりますが、多くの地区で高齢化により奉仕作業等の継続が困難な状況が発生しています。

(午前 11 時 07 分 久木拓栄議員入室)

そのような状況下にあいながらも、この冬の積雪により竹や樹木が道路に倒れ交通に支障を期した際には、各地域で住民による除去作業が行われました。今後の道路整備等、住民との連携についてはどのようにお考えでしょうか。町長のお考えをお示しください。また、現在でも積雪による倒木等が車両と接触しそうな場所や道路の幅員を狭めているところが見受けられますが、現状の把握と対策についての説明をお願いいたします。以上で質問を終わります。

**越後敏明議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。

南正紀議員のご質問にお答えをいたします。まず、定住対策特別委員会の提言等についてであります。

本年 3 月の第 1 回定例会において、志賀町議会定住対策特別委員会から提出された、定住対策に関する提言につきましては、昨年 7 月から 12 回にわたり委員会が開催をされ、取りまとめられた内容であることから、貴重なご提言であると受け止めております。

特に、人口減少の原因に挙げております、若年層の流出、結婚率の低下、少子化の悪循環を断ち、人口減少率の低減を図るため、転出者の抑制と転入者及び結婚・出産数の向上を図ることにつきましては、今年度策定する志賀町人口ビジョンのキーワードであると認識しており、現状分析及び将来推計の際には、十分考慮していきたいと考えております。

策定にあたっての専門機関、いわゆるコンサルタントについては、住民アンケート調査の取りまとめをはじめ、人口ビジョンの将来推計などサポート役としての位置づけであります。

策定体制については、産業界、教育機関、金融機関、住民代表等で組織する

志賀町創生総合戦略等策定委員会を設置をいたします。その中で、皆様のご意見を踏まえながら、私が本部長を務める地域創生本部やワーキンググループが中心となって、総合戦略を取りまとめていきます。

なお、議員の皆様のご意見については、定例会ごとにお聞きをきし、よりよい総合戦略の策定にあたっていきたくと考えております。

次に、当町における道路整備についてであります。

議員ご指摘のとおり、今後の新たな都市計画道路等の整備や概要の道路の老朽化に伴い、維持管理にかかる経費が膨らんでいくことが予想される中、福田議員のご質問にも担当課長がお答えしたように、公共施設等総合管理計画を策定することにより、町が保有する土地、建物をはじめ、道路、橋梁、上下水道などのインフラ資産の現状把握を行い、総合的な管理のもと、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に実施をしていきます。

また、維持管理に係る経費が膨らんでいく中、その削減については、地元の皆様の協力が必要不可欠であります。今後も、町からお願いをしております道路愛護などの奉仕作業を、各地域で引き続き実施していただきたいと思っておりますし、人口の減少と高齢化の影響の中で、なかなか人が集まらない地域もあるとお聞きをしておりますが、町といたしましても、できるだけ地元の負担とならないよう、例えば、除草や側溝に溜まった土砂等の処分の際に必要な重機等の借上げについて、さらに充実できるよう検討をしていきたいと考えております。

次に、積雪時の対応についてでありますけれども、町では、積雪時には、道路状況を確認するため、パトロールを強化しております。昨年度は、例年になく重い雪が降ったことから、竹が道路にはみ出したり、また一部の道路では、倒木も多く発生し交通に支障がありましたが、地元の皆様のご協力により安全確保に努めることができました。

なお、現在、倒木等が放置されたままで、通行等に支障を来す箇所がありましたら、町にご連絡いただければ、現地を確認した上で対応していきたいと思っております。

倒木等の撤去については、基本的には土地所有者の方に撤去、処分をお願いすることになりますが、所有者の不在などで速やかな対応ができず、通行に著

しい支障を来す時には、所有者の了解を得ずに町で撤去する場合がありますのでご理解をお願いしたいと思います。以上、南正紀議員のご質問に対する答弁といたします。

**越後敏明議長** 6番 堂下健一君。

**堂下健一議員** はい、議長。

おはようございます。私のほうから3点にわたって質問をしていきたいと思えます。まず、最初に、空き家対策の推進に関する特別措置法の全面施行に伴う町の対応についてお聞きします。昨年12月議会でも特別措置法が成立したことに絡めて、町の空き家の実態等をお聞きしています。

町の実態調査でも、空き家は全戸数の16.9パーセントと多く、実際に賃貸などで利用されている物件は5件と答弁されています。さらに今後も空き家が増えていくことが懸念されています。今回の法律の全面施行では、自治体が勧告・命令ができる、あるいは行政代執行による強制撤去の規定もあります。さらに今年度より、自治体から勧告を受けても改善しない住宅については、住宅が建っていれば土地の固定資産税が優遇される優遇税制も廃止されるとなっています。

新聞等でもかなり大きな記事として掲載されていますので、かなり知られているとは思いますが、だが、特別措置法の全面施行を町民の皆さんがきちんと理解していないと命令違反には罰金が課せられる、強制的な解体もできる、とありますので、混乱やトラブルのもとになることも考えられます。今後は、倒壊や衛生上著しく有害となる恐れといった特定空き家を自治体が決め、所有者に段階的に指導・改善・命令ができ、最終的には行政代執行もできることになるわけです。

現在、町内にある空き家1,400戸弱の別荘を除くものは、今後、特定空き家になっていく可能性は極めて大きいと思えます。今後どのような対応をしていくのか今から所有者と検討をしていくことも大事な点かと思えますが、町の今後の対応についてお聞きします。

また、物件によっては、少し手を加えることにより、地域での集いの場としても有効活用できるものもあるかもしれません。介護・福祉関係での利用、様々な避難場所としての利用、最近、大学の学生が研究・交流等で地域に入っ

てきていますので、その宿泊施設等の利用、古民家があればその利用は滞在型の人には喜ばれるでしょう。移住・定住促進策も町長の政策の一端にあるようですので、抱負をお聞かせください。空き家の活用は、新たな街の魅力を開拓し、街を活性化することにもつながるといった見解もありますので様々な見地からの検討が必要かと思えます。

2番目に、地方創生についてです。

志賀町も今年2月に町長を本部長として、まち・ひと・しごと創生法にのっとり、志賀町地域創生本部を立ち上げています。地域創生本部のような組織は全国の自治体でも組織されていると思えます。それは、政府文書にもある、地方総合戦略の早期かつ有効な作成・実施には手厚く支援と書かれており、この手厚い支援に選択されるためにできるだけ早く、できるだけ国に有効に認定される計画を作ろうと自治体関係者は翻弄されていると元県知事の大学教授も指摘しています。

そして、さらに、「これまで過疎地域振興計画や地域活性化戦略など名称に違いはあれ、これまで何度もやってきたことで、今回は以前と変わりらないばかりか、むしろ悪い方向に動く恐れが多い。」と指摘しています。「しかも、膨大な予算をつぎ込んで同じような政策を行ってきた結果が今日の現状だ。」と言います。

また、石破大臣も「今までの政策の検証が不可欠だ。しかも、今に至っても検証をしている形跡がなく、自治体に検証する時間的余裕が与えられていない。」と指摘したことがあるといいます。国もこれまでの政策は総じてそのようなものであったとって済まされないだけに課題が多く、振り回される地方自治体には同情するばかりです。

さらに、これまでの計画では、総じて国からの指示で自治体からの内輪で作るか、自治体がコンサルに外注してつくられてきた。この手続き自体が致命的な欠陥を抱えてきた。地域の課題をとらえ、その処方箋を書かなければならないときに、役所が政府ばかりを向いて、あるいは地元を知らない都市部のコンサルに丸投げしてつくったようなものが、地域の住民にとって良い計画になるはずがないとまで大学教授は言い切っています。

時間がかかっても、草の根レベルで住民が何を求めているのか、その解決の



ためにどのような制作を実施するかを考えなければならないと言います。この人は、もちろん議会に対しても相当厳しい意見を言っています。議案や政策に対するチェックをきちんとしているかという問いかけです。肝に銘じたいと思います。

そこで、この有識者の指摘について、耳の痛い指摘とは思いますが、指摘に対する町の評価をまずお聞きします。有識者の指摘を見るまでもなく、なぜこのような事態に至ったかの原因は究明されたのでしょうか。

戦後の政府の地方に対する政策も検証していかなければならないので、にわかにはできるものではありませんが、例えば、志賀町地域創生本部の概要で、4項目の計画策定に当たった4つの視点に、1として、地域における安定した雇用の創出、2番目に地域への新しい流れをつくる、3番目に若い世代の結婚、出産、子育ての希望を叶える、4として、安心な暮らしを守り地域の特性を活かしたまちづくりを挙げていますが、方向性を見出すことはできるのでしょうか。

また、本部員は各課長をあてていますが、これまでの政策の検証や整合性などを具体的に検討する場は保証されているのでしょうか。また、策定される計画に対して、町民の声を聞く場や検証を受ける場を考えているのかをお聞きします。

最後に、原発関連の財源に依存しない財政基盤を作ると以前豊富を述べていましたが、本格的な舵を切る時期にきていると思いますが、その考えをお聞きします。

2013年第3回定例議会の所信表明で、行政改革についての財政基盤の確立についてで、原発関連の財源に依存しない財政基盤を作り上げるために云々といっております。その時の状況認識として、止まっている原発に対してどのような認識をし、原発関連の財源に依存しない財政基盤を作りたいという言葉になったのかまずお聞きします。

さる5月13日の原子力規制委員会の有識者会合は、敷地内にある断層について、活断層である可能性を否定できないとの見解で一致したとあります。4人のうち2人は活断層を認め、また2人は否定しなかったということです。また、有識者の見解は重要な参考情報として扱われるために、原子力規制委員

会で北陸電力が覆すことは容易ではないと思われます。再稼働にやっきとなっている電力ですから、行政訴訟も含めての対応が今後予測されます。

活動が否定できない断層を活断層とみなす、即ち、疑わしきはクロという規制委員会の判断は、地震や断層に関する科学には限界があることを認めた上で、原発が抱える潜在的リスクの大きさを考慮し、安全側に立った判断を下したもので、有識者評価会合の判断は当然のものといえます。断層問題については、結論が出たようなものです。

2012年7月に、敷地内断層の再調査を指示されてからほぼ3年経つのに、北陸電力は活断層でないことを示す証拠を見つけだすことができなかつたわけです。いつまでも原発に振り回されていないで決断するときです。今こそ、町長も本格的に名実ともに原発に依存しないまちづくりに舵を切るときです。福島のように、最悪の事態を迎えてやむなく原発に依存しない町に追い込まれるよりも、主体的に将来を見越して進むべきです。

現在でも全国の原発立地自治体で、一番原発への依存度が少ない自治体ですので切り替えも一番やすく、全国のモデル地域として進めるべきです。そこで、町長は決断すべき時期に来ていると思いますが、町長の考えを聞きたいと思ひます。以上をもちまして私の質問を終わります。

**越後敏明議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。

堂下議員のご質問にお答えをいたします。まず、空き家対策特別措置法に対する町の対応についてであります。

去る5月26日、空家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行されました。同日には、大雪や地震による倒壊の恐れのほか、周辺環境や治安の悪化により、近隣に危険や迷惑を及ぼす特定空き家等の措置に関し、その適切な実施を図るために必要なガイドラインが、国土交通省から公表をされました。

また、国の動向に併せて、5月29日には、県主催による県内19市町で構成する空家等対策連絡会議が初めて開催をされました。今後は、定期的に連絡会議を開催し、国の施策や全国の先進事例の紹介、市町間の意見交換などを行うほか、空き家等に関する相談体制の構築を支援するため、今年度中に相談窓口の開設を検討しているとのことであります。本町といたしましては、今後、県

の助言等を踏まえ、また他の市町との情報交換等を行いながら、空き家問題に取り組んでいきます。

町の現在の取り組みについてでありますけれども、3月末に空き家の現状把握と今後の有効活用を推進するため、各区長さん方に空き家の状況調査をお願いしたところ、5月末現在の回答率は約6割で、空き家戸数は、437戸となっております。今後は、全地区からの報告を取りまとめ、地域住民の代表のほか、建築、不動産、法務、福祉、文化等に関する学識経験者等で構成する協議会を組織し、この協議会において、特定空き家に該当するかどうかを判断したうえで、その後、所有者への対応を実施してまいります。

また、空き家の利活用については、地域の活性化と交流人口の拡大につながるものであると思いますが、所有者の了解や建物の改修費用等の問題もあり、現実には難しいのではないかと考えております。

続いて、地方創生についてであります。

まち・ひと・しごと創生法第10条では、地方創生に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないと規定されていることから、本町では、平成27年度を初年度とする今後5か年の目標や具体的な施策を盛り込んだ志賀町創生総合戦略の策定に向けて、取り組んでおります。総合戦略策定にかかわる有識者の指摘に対する原因の究明やその評価をすることは差し控えますが、今回の総合戦略の意義は、人口減少時代の新たな行政革新であり、本町としても積極的に取り組んでいきたいと考えております。

特に、地域の現状・将来に関するデータ分析、人口減少の歯止めのための戦略、過去の施策の検証を踏まえた数値目標の設定等が重要であると考えております。また本町では、これまで、雇用創出、定住、結婚・出産・子育て、安心な地域づくりといった視点で、まちづくりをすでに推進をしておりますけれども、総合戦略策定にあたっては、企業誘致の推進、住宅地の整備、子育て支援等のさらなる充実を図ってまいります。

地域創生本部においては、施策ごとに具体的な数値目標を設定し、施策の検証や整合性などを検討していくこととしており、策定後においても、PDCAサイクルの考え方の下、その効果検証を実施し、必要に応じて数値目標等を見直してまいります。なお、策定にあたっては、住民アンケート調査やタウンミー

ティング、パブリックコメント等により、地域住民の声を計画に反映させていく予定であり、これらを踏まえて策定委員会や議会と協議しながら、志賀町創生につながる戦略としていきたいと考えております。

続いて、原発関連の財源に依存しない財政基盤についてであります。

平成 25 年 10 月の第 3 回議会定例会において、行財政改革についての私の発言の中で、「原発関連の財源に依存しない財政基盤を作り上げるため、改革を不断に実行し、財政の健全化を図っていく。」と申し上げました。

これは、原子力発電所の稼働の有無にかかわらず、発電所にかかる固定資産税の減収のほか、景気の状態、人口減少・少子高齢化などにより、今後の町財政が厳しい状況が続くと予想されることから、行政の無駄を省き、必要な事業は新たに実施をし、負担を求めるものは町民にお願いするなど、メリハリのある行財政改革により、財政健全化を目指す主旨で発言したものであります。

また、町長として決断すべき時期に来ているのではないかというご質問でありますけれども、現在、有識者会合で破碎帯に関する評価が行われている段階であり、先ほど中谷議員への答弁でも述べましたが、町としては、現時点で拙速な判断をすることなく、適合審査の状況を注意深く見守っていききたいと考えております。

なお、原発は安全であることが何より最優先されるものであり、科学的根拠に基づき、多様な知見や意見等を踏まえた議論がされていくものと思っております。以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

**越後敏明議長** 6 番 堂下健一君。

**堂下健一議員** 若干、再質問をしたいと思います。

まず、最初の空き家対策等でありますけれども、空き家の利活用についてですけれども、いわゆる定住とか移住政策の中にも含まれてくると思いますけれども、所有者との関係で難しいのではないかという話もありますけれども、やっぱり具体的に物件 1 つ 1 つ見ながらですね、やっぱり個別につめていく必要があるかと思えますので、それをしてから、また再度考えてほしいと思います。そういった観点からの質問です。

地方創生についてでありますけれども、いわゆる有識者の指摘っていうのは、それなりに分析した上での指摘ですので、それは当たってるとか当

たっていないとか、あるいは、それはもう評価するに足りないとかいったレベルでも結構ですので、お聞かせしてほしいと思います。

それと人口減少ですけれども、いわゆる人口減少は、そりゃ自然減少の部分もありますけども、こりゃ政策的に地方から都市へと、何と言いますか、いわゆる 60 年代の集団就職の時代から、あとは地方の農家なり林業なりが潰されていく段階で、田舎から都市部へ人口が流されたといった現象もありますんで、一概に自然減少で人口減少になったわけじゃなくて、そういった政策の失敗って言うか、意図的な政策の中でもあるわけですから、その辺もきとんと検討していかないと、なかなか将来の人口を増やすとか、出産子育てといっても、あまり言葉としては重みはないかと思います。

それと最後に原発の関係ですけれども、いわゆる原発立地自治体の中にはですね、再稼働しないと町の経済が成り立たないといった自治体もありますけども、志賀町はそれはないと思いますんで、その確認をしたいと思います。以上です。

**越後敏明議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 堂下議員の再質問にお答えをします。

まず、空き家対策についてでありますけども、利用できる空き家については、町としてもテコ入れをして利用していただくよう所有者の方々と相談をさせていただきたいと思います。

続いて、地方創生についてでありますけども、人口減少についてでありますけども、今後ですね、志賀町の総合戦略の中で、人口減少問題についてしっかりと取り組みを考えていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

また最後にですね、原発関連の質問でありますけれども、町として原発がなくても大丈夫ではないかということでありますけれども、すでにあるものでありますし、先ほども言いましたけれども、今後ですね、町として、町としてですね、原発関連の財源に依存しない財政基盤をしっかりとつくり上げていきたいとも考えております。以上であります。

**越後敏明議長** 以上をもちまして、質疑及び質問を終結いたします。

日程第2 町長提出 議案第53号及び第54号並びに請願第1号及び第2号（委員会付託）

**越後敏明議長** 次に、町長提出 議案第53号及び第54号並びに請願第1号及び第2号を、お手元に配付の付託表のとおり各常任委員会に付託します。

---

（ 休 会 ）

**越後敏明議長** 次に、休会についてお諮りします。

委員会審査等のため、明10日から15日までの6日間は、休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

**越後敏明議長** ご異議なしと認めます。

よって、明10日から15日までの6日間は、休会することに決しました。

次回は、6月16日、午後2時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。ご苦労さまでした。

（午前11時33分 散会）